

第 61 号議案から 平成25年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算
第 76 号議案まで

平成 26 年 2 月 福 岡 県 議 会 定 例 会 議 案 その5
第 15 回

目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
61	平成25年度福岡県一般会計補正予算（第4号）	1
62	平成25年度福岡県財政調整基金特別会計補正予算（第1号）	23
63	平成25年度福岡県公債管理特別会計補正予算（第1号）	25
64	平成25年度福岡県市町村振興基金特別会計補正予算（第1号）	27
65	平成25年度福岡県災害救助基金特別会計補正予算（第1号）	29
66	平成25年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）	31
67	平成25年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）	35
68	平成25年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）	39
69	平成25年度福岡県河川開発事業特別会計補正予算（第1号）	41
70	平成25年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計補正予算（第1号）	49
71	平成25年度福岡県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）	55
72	平成25年度福岡県住宅管理特別会計補正予算（第1号）	63
73	平成25年度福岡県病院事業会計補正予算（第1号）	65
74	平成25年度福岡県電気事業会計補正予算（第1号）	67
75	平成25年度福岡県工業用水道事業会計補正予算（第2号）	69
76	平成25年度福岡県工業用地造成事業会計補正予算（第1号）	71

一 般 会 計

第 61 号議案

平成25年度福岡県一般会計補正予算（第 4 号）

平成25年度福岡県の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 56,279 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,668,582,212 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 4 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 4 表繰越明許費補正」による。

平成26年3月6日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県	税	491,460,118	17,538,046	508,998,164
	1 県民税	187,598,291	9,639,586	197,237,877
	2 事業税	82,603,491	7,891,234	90,494,725
	3 地方消費税	92,371,700	1,476,215	93,847,915
	4 不動産取得税	14,471,745	△ 526,801	13,944,944
	5 県たばこ税	8,349,196	△ 1,125,051	7,224,145
	6 ゴルフ場利用税	1,082,802	△ 14,666	1,068,136
	7 自動車取得税	7,361,968	△ 917,694	6,444,274
	8 軽油引取税	37,920,008	1,093,286	39,013,294
	9 自動車税	59,488,757	△ 3,027	59,485,730
	10 鉦区税	6,462	△ 675	5,787
	11 狩猟税	35,497	△ 639	34,858

款	項	補正前の額	補正額	計
	12 産業廃棄物税	169,340	25,175	194,515
	13 旧法による税	861	1,103	1,964
2 地方消費税清算金		96,651,635	△ 1,346,872	95,304,763
	1 地方消費税清算金	96,651,635	△ 1,346,872	95,304,763
3 地方譲与税		73,387,488	6,208,337	79,595,825
	1 地方法人特別譲与税	68,924,493	6,208,337	75,132,830
4 地方特例交付金		1,502,279	65,101	1,567,380
	1 地方特例交付金	1,502,279	65,101	1,567,380
5 地方交付税		275,554,006	3,805,695	279,359,701
	1 地方交付税	275,554,006	3,805,695	279,359,701
7 分担金及び負担金		8,653,992	△ 387,591	8,266,401
	1 分担金	217,187	△ 73,365	143,822
	2 負担金	8,436,805	△ 314,226	8,122,579
8 使用料及び手数料		9,654,219	△ 361,839	9,292,380

	1 使 用 料	1,569,442	8,166	1,577,608
	2 手 数 料	8,084,777	△ 370,005	7,714,772
9 国 庫 支 出 金		229,462,205	920,604	230,382,809
	1 国 庫 負 担 金	109,746,231	△ 1,693,600	108,052,631
	2 国 庫 補 助 金	113,981,479	3,379,785	117,361,264
	3 委 託 金	5,734,495	△ 765,581	4,968,914
10 財 産 収 入		2,932,172	△ 73,690	2,858,482
	1 財 産 運 用 収 入	1,873,984	△ 86,671	1,787,313
	2 財 産 売 払 収 入	1,058,188	12,981	1,071,169
11 寄 附 金		30,200	11,044	41,244
	1 寄 附 金	30,200	11,044	41,244
12 繰 入 金		64,553,154	△ 13,752,707	50,800,447
	1 特 別 会 計 繰 入 金	4,196,225	30,739	4,226,964
	2 基 金 繰 入 金	60,356,929	△ 13,783,446	46,573,483
14 諸 収 入		138,402,360	729,598	139,131,958

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,978,460	28,130	2,006,590
	2 県預金利子	28,825	33,055	61,880
	4 貸付金元利収入	117,897,311	△ 498,166	117,399,145
	5 受託事業収入	3,209,527	△ 212,757	2,996,770
	6 収益事業収入	6,844,998	△ 291,961	6,553,037
	7 利子割精算金収入	83,087	11,706	94,793
	8 雑入	5,959,672	1,659,591	7,619,263
15 県	債	273,765,400	△ 13,299,447	260,465,953
	1 県債	273,765,400	△ 13,299,447	260,465,953
歳入合計		1,668,525,933	56,279	1,668,582,212

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		2,827,105	△ 20,374	2,806,731
	1 議 会 費	2,827,105	△ 20,374	2,806,731
2 総 務 費		49,715,644	16,121,537	65,837,181
	1 総 務 管 理 費	23,148,114	16,864,272	40,012,386
	2 企 画 費	4,615,147	△ 614,121	4,001,026
	3 徴 税 費	14,539,921	184,798	14,724,719
	4 市 町 村 振 興 費	2,410,589	△ 55,369	2,355,220
	5 選 挙 費	1,814,029	△ 158,295	1,655,734
	6 防 災 費	1,613,874	△ 42,795	1,571,079
	7 統 計 調 査 費	983,022	△ 45,702	937,320
	8 人 事 委 員 会 費	249,253	△ 2,386	246,867
	9 監 査 委 員 費	341,695	△ 8,865	332,830
3 保 健 費		215,155,709	△ 6,747,437	208,408,272

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 保健企画費	7,642,081	74,380	7,716,461
	2 健康対策費	13,647,064	△ 247,052	13,400,012
	3 生活衛生費	2,433,961	△ 347,022	2,086,939
	4 医薬費	10,138,839	△ 1,299,055	8,839,784
	5 医療介護費	171,314,326	△ 3,328,808	167,985,518
	6 高齢者支援費	9,979,438	△ 1,599,880	8,379,558
4 環境費		6,826,075	△ 344,099	6,481,976
	1 環境費	6,826,075	△ 344,099	6,481,976
5 生活労働費		165,168,212	△ 6,874,100	158,294,112
	1 県民生活費	4,910,234	△ 114,040	4,796,194
	2 福祉企画費	3,069,928	76,780	3,146,708
	3 児童家庭費	49,048,315	△ 4,037,733	45,010,582
	4 障害者福祉費	35,704,103	△ 517,170	35,186,933
	5 生活保護費	40,732,591	△ 1,293,369	39,439,222

	6 社会福祉費	9,837,080	△	519,802	9,317,278
	7 労働企画費	4,347,276	△	5,937	4,341,339
	8 職業訓練費	4,218,822	△	444,992	3,773,830
	9 失業対策費	13,044,804	△	6,120	13,038,684
	10 労働委員会費	255,059	△	11,717	243,342
6 農林水産業費		67,351,415	△	3,182,590	64,168,825
	1 農林水産業企画費	6,151,588	△	311,138	5,840,450
	2 農業費	13,999,964	△	590,062	13,409,902
	3 畜産業費	1,129,325	△	1,727	1,127,598
	4 農地費	23,214,439	△	1,503,950	21,710,489
	5 林業費	16,364,194	△	620,208	15,743,986
	6 水産業費	6,491,905	△	155,505	6,336,400
7 商工費		122,755,176	△	247,135	122,508,041
	1 商業費	116,198,723	△	132,955	116,065,768
	2 工鉦業費	6,101,318	△	123,248	5,978,070

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 観 光 費	455,135	9,068	464,203
8 県 土 整 備 費		150,246,539	△ 3,161,254	147,085,285
	1 県 土 整 備 企 画 費	3,830,140	14,179	3,844,319
	2 道 路 橋 り よ う 費	64,823,367	846,211	65,669,578
	3 河 川 海 岸 費	46,185,139	△ 2,388,565	43,796,574
	4 港 湾 費	4,425,024	△ 52,152	4,372,872
	5 都 市 計 画 費	19,740,090	△ 709,269	19,030,821
	6 住 宅 費	7,039,820	△ 1,204,930	5,834,890
	7 河 川 総 合 開 発 等 事 業 費	2,474,993	375,681	2,850,674
	8 水 資 源 対 策 費	1,727,966	△ 42,409	1,685,557
9 警 察 費		120,560,193	△ 532,641	120,027,552
	1 警 察 管 理 費	117,458,024	△ 371,530	117,086,494
	2 警 察 活 動 費	3,102,169	△ 161,111	2,941,058
10 教 育 費		397,057,308	1,628,039	398,685,347

	1 教 育 總 務 費	43,290,678		2,329,380	45,620,058
	2 小 学 校 費	127,405,932		508,615	127,914,547
	3 中 学 校 費	76,011,380		77,057	76,088,437
	4 高 等 学 校 費	62,381,776	△	237,885	62,143,891
	5 特 別 支 援 学 校 費	27,291,821	△	566,857	26,724,964
	6 社 会 教 育 費	3,553,283	△	124,748	3,428,535
	7 保 健 体 育 費	1,945,671	△	112,778	1,832,893
	8 大 学 費	10,270,525	△	250,111	10,020,414
	9 私 立 学 校 費	44,906,242		5,366	44,911,608
11 災 害 復 旧 費		6,148,768	△	526,623	5,622,145
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,476,485	△	439,945	2,036,540
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,672,283	△	86,678	3,585,605
12 公 債 費		206,025,894	△	1,843,143	204,182,751
	1 公 債 費	206,025,894	△	1,843,143	204,182,751
13 諸 支 出 金		158,487,895		5,786,099	164,273,994

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 利子割交付金等	156,087,895	5,786,099	161,873,994
歳	出	合	計	
		1,668,525,933	56,279	1,668,582,212

第2表 債務負担行為補正

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
消 防 学 校 整 備 費	平成26年度	174,359千円	平成26年度	177,444千円
福岡県総合福祉施設照明設備改修費	平成26年度	31,236千円	平成26年度	31,829千円
粕 屋 新 光 園 改 築 費	平成26年度から 平成27年度まで	842,565千円	平成26年度から 平成27年度まで	918,396千円
都 市 公 園 施 設 費	平成26年度から 平成27年度まで	2,469,379千円	平成26年度から 平成28年度まで	3,313,755千円

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄空港事業負担金	676,500	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成25年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成26年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	571,700	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成25年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成26年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
保健施設整備事業費	3,186,400				2,062,600			
生活労働施設整備事業費	1,340,100				1,253,100			
農地事業費	4,761,000				4,515,200			
林道事業費	1,394,600				1,263,400			
治山事業費	3,030,700				2,912,900			
水産事業費	1,457,000				1,420,700			
河川事業費	15,424,400				13,400,700			
砂防事業費	3,444,700				3,141,200			
港湾事業費	1,200,200				1,031,100			
都市計画事業費	4,081,300				3,807,500			
道路事業費	29,868,700				31,073,600			
直轄事業負担金	14,930,700	15,433,200						

公営住宅建設事業費	3,650,900				2,935,300			
警察施設整備事業費	3,011,600				3,306,700			
教育施設整備事業費	14,293,300				14,253,600			
災害復旧事業費	1,545,200				1,420,200			
退職手当	18,500,000				6,900,000			
臨時財政対策	146,186,000				147,982,553			
総務施設整備事業費	5,700				4,300			
計	273,765,400				260,465,953			

第4表 繰越明許費補正
追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	6 防災費	消防学校施設整備費	16,638
3 保健費	3 生活衛生費	結核対策特別促進事業費	147,726
		感染症予防費	167,379
	4 医薬費	救急医療対策費	43,214
		看護師等養成所施設整備費補助金	60,865
	6 高齢者支援費	老人福祉施設整備費	2,243,503
4 環境費	1 環境費	自然公園費	59,900
5 生活労働費	3 児童家庭費	社会福祉施設整備費	6,028,513
	4 障害者福祉費	障害者福祉施設整備費	1,236,777
	9 失業対策費	中高年齢者等雇用促進費	34,800
6 農林水産業費	2 農業費	園芸作物振興対策費	21,690
	4 農地費	農業水利施設保全対策事業費	133,898
		一般農道整備事業費	6,936

		県営農村総合整備事業費	1,116,809
		県営中山間地域農村活性化総合整備事業費	508,009
		農地環境整備事業費	40,701
		県営水環境整備事業費	22,442
		地すべり対策事業費	34,586
		公害防除特別土地改良事業費	48,964
		クリーク防災機能保全対策事業費	1,100,004
	5 林業費	森林整備加速化・林業再生事業費	639,890
		県単治山事業費	178,641
8 県土整備費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう事業事務費	258,153
		道路特別補修費	106,545
		交通安全施設維持費	49,410
		道路災害関連事業費	188,783
		交通安全対策費	331,251
		道路改築費	2,582,602

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
		橋りょう震災対策費	11,000
		橋りょう架換費	439,804
	3 河川海岸費	河川砂防海岸事業事務費	217,791
		住宅宅地関連河川改修費	403,168
		河川改修費	415,976
		砂防事業費	226,400
		海岸災害防除対策事業費	15,000
	4 港湾費	港湾事業事務費	3,980
	5 都市計画費	都市計画事業事務費	19,275
		土地区画整理関連事業費	8,000
		街路関連道路整備事業費	1,183,990
		公園関連事業費	92,900
10 教育費	4 高等学校費	老朽校舎改築費	710,570
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	耕地災害復旧費	758,549

		林道災害復旧費	409,547
	2 土木施設災害復旧費	土木施設災害復旧事務費	27,702
		平成24年災害土木施設費	2,168,362
		平成25年災害土木施設費	430,220

変 更

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 総務費	2 企画費	企画調査費	31,921	企画調査費	98,139
4 環境費	1 環境費	産業廃棄物対策費	69,542	産業廃棄物対策費	92,041
5 生活労働費	3 児童家庭費	少子化対策費	124,789	少子化対策費	1,098,688
	7 労働企画費	中小企業労働力確保対策費	1,176,785	中小企業労働力確保対策費	1,611,976
	9 失業対策費	市町村緊急雇用対策助成費	2,920,945	市町村緊急雇用対策助成費	4,011,414
6 農水産業林費	2 農業費	農業構造改善事業費	165,582	農業構造改善事業費	2,409,486
	4 農地費	農業集落排水事業費	10,925	農業集落排水事業費	115,220
		県営ため池等整備事業費	244,469	県営ため池等整備事業費	1,528,254

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	5 林 業 費	湛 水 防 除 事 業 費	49,237	湛 水 防 除 事 業 費	198,919
		造 林 事 業 費	186,960	造 林 事 業 費	594,800
		県 代 行 林 道 開 設 費	134,309	県 代 行 林 道 開 設 費	686,943
		県 営 林 道 開 設 費	35,180	県 営 林 道 開 設 費	123,571
		森 林 整 備 林 道 事 業 費	6,270	森 林 整 備 林 道 事 業 費	13,292
		ふるさと林道緊急整備事業費	58,406	ふるさと林道緊急整備事業費	281,921
		治 山 事 業 費	523,565	治 山 事 業 費	1,541,804
	6 水 産 業 費	沿 岸 漁 場 整 備 開 発 事 業 費	2,000,000	沿 岸 漁 場 整 備 開 発 事 業 費	2,110,000
		漁 港 修 築 事 業 費	193,409	漁 港 修 築 事 業 費	760,866
	8 県 土 整 備 費	2 道 橋 路 橋 補 修 費	舗 装 道 補 修 費	244,856	舗 装 道 補 修 費
道 路 災 害 防 除 費			115,680	道 路 災 害 防 除 費	1,127,524
道 路 交 通 安 全 施 設 整 備 費			498,503	道 路 交 通 安 全 施 設 整 備 費	3,394,966
道 路 改 良 費			2,073,823	道 路 改 良 費	11,695,435
橋 り ょ う 補 修 費			59,768	橋 り ょ う 補 修 費	351,388

3 河川海岸費	広域河川改修費	885,932	広域河川改修費	3,875,577
	有明高潮対策事業費	28,980	有明高潮対策事業費	102,743
	堰堤改良費	515,010	堰堤改良費	635,010
	都市基盤河川改修費補助金	195,000	都市基盤河川改修費補助金	749,500
	床上浸水対策特別緊急事業費	2,473,420	床上浸水対策特別緊急事業費	4,459,250
	河川総合流域防災事業費	436,451	河川総合流域防災事業費	1,036,323
	河川災害関連事業費	161,950	河川災害関連事業費	1,816,216
	河川激甚災害対策特別緊急事業費	337,515	河川激甚災害対策特別緊急事業費	1,574,825
	通常砂防事業費	90,013	通常砂防事業費	1,432,093
	地すべり対策事業費	40,680	地すべり対策事業費	431,000
	急傾斜地崩壊対策事業費	74,140	急傾斜地崩壊対策事業費	990,240
	砂防総合流域防災事業費	84,004	砂防総合流域防災事業費	467,104
	海岸高潮対策事業費	236,900	海岸高潮対策事業費	401,450
	海岸環境整備事業費	45,210	海岸環境整備事業費	54,545
4 港湾費	港湾改修事業費	292,492	港湾改修事業費	395,692

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		港湾局部改良事業費	187,944	港湾局部改良事業費	196,944
		港湾海岸高潮対策事業費	137,520	港湾海岸高潮対策事業費	188,320
		港湾既存施設有効活用促進事業費	129,360	港湾既存施設有効活用促進事業費	142,644
	5 都市計画費	市街地再開発事業費	516,000	市街地再開発事業費	650,402
		土地区画整理事業促進費	24,000	土地区画整理事業促進費	283,592
		街路事業費	1,451,900	街路事業費	3,407,340
		都市公園施設費	363,500	都市公園施設費	1,038,810
	6 住宅費	公営住宅建設費	276,012	公営住宅建設費	1,499,072
		公営住宅ストック総合改善事業費	155,556	公営住宅ストック総合改善事業費	285,256
	10 教育費	4 高等学校費	施設充実費	561,657	施設充実費
体育館建設費			597,695	体育館建設費	627,765

特 別 会 計

第 62 号議案

平成25年度福岡県財政調整基金特別会計補正予算（第 1 号）

平成25年度福岡県財政調整基金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,175 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44,245 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成26年 3 月 6 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		42,070	2,175	44,245
	1 財産運用収入	42,070	2,175	44,245
歳入合計		42,070	2,175	44,245

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 積立金		42,070	2,175	44,245
	1 積立金	42,070	2,175	44,245
歳出合計		42,070	2,175	44,245

第 63 号議案

平成25年度福岡県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

平成25年度福岡県公債管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,773,825 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 565,513,109 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成26年 3 月 6 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		291,556,733	△ 1,787,129	289,769,604
	1 一般会計繰入金	205,968,732	△ 1,800,433	204,168,299
	2 基金繰入金	85,588,001	13,304	85,601,305
3 財産収入		3,655,201	13,304	3,668,505
	1 財産運用収入	3,655,201	13,304	3,668,505
歳入合計		567,286,934	△ 1,773,825	565,513,109

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		567,286,934	△ 1,773,825	565,513,109
	1 公債費	567,286,934	△ 1,773,825	565,513,109
歳出合計		567,286,934	△ 1,773,825	565,513,109

第 64 号議案

平成25年度福岡県市町村振興基金特別会計補正予算（第 1 号）

平成25年度福岡県市町村振興基金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,664 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,018 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成26年 3 月 6 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸 収 入		37,353	7,664	45,017
	1 諸 収 入	37,353	7,664	45,017
歳 入 合 計		37,354	7,664	45,018

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰 出 金		37,149	7,664	44,813
	1 一 般 会 計 繰 出 金	37,149	7,664	44,813
歳 出 合 計		37,354	7,664	45,018

第 65 号議案

平成25年度福岡県災害救助基金特別会計補正予算（第 1 号）

平成25年度福岡県災害救助基金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,182 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,544 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成26年 3 月 6 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		15,726	△ 2,182	13,544
	1 財産運用収入	15,726	△ 2,182	13,544
歳入合計		15,726	△ 2,182	13,544

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産費		15,726	△ 2,182	13,544
	1 基金積立金	15,726	△ 2,182	13,544
歳出合計		15,726	△ 2,182	13,544

第 66 号議案

平成25年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成25年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,029 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 207,290 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

平成26年 3 月 6 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 入 金		40,403	△ 21,542	18,861
	1 一 般 会 計 繰 入 金	40,403	△ 21,542	18,861
2 繰 越 金		50,661	53,237	103,898
	1 繰 越 金	50,661	53,237	103,898
3 諸 収 入		48,371	1,370	49,741
	1 諸 収 入	48,371	1,370	49,741
4 県 債		75,884	△ 41,094	34,790
	1 県 債	75,884	△ 41,094	34,790
歳 入 合 計		215,319	△ 8,029	207,290

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 就農支援資金貸付事業費		215,319	△ 8,029	207,290
	1 就農支援資金貸付事業費	215,319	△ 8,029	207,290
歳 出 合 計		215,319	△ 8,029	207,290

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金 貸付事業費	75,884	証書借入の方法により政府から起債する。	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第19条第3項の規定に基づき償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。	34,790	証書借入の方法により政府から起債する。	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第19条第3項の規定に基づき償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。

第 67 号議案

平成25年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 231,538 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,232,244 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月6日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		106,237	△ 7,877	98,360
	1 一般会計繰入金	106,237	△ 7,877	98,360
2 諸収入		952,297	△ 38,661	913,636
	1 雑入	952,297	△ 38,661	913,636
3 繰越金		1,405,248	△ 185,000	1,220,248
	1 繰越金	1,405,248	△ 185,000	1,220,248
歳入合計		2,463,782	△ 231,538	2,232,244

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費		1,512,620	△ 192,877	1,319,743
	1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	1,512,620	△ 192,877	1,319,743

2 公 債 費		951,162	△	38,661	912,501
	1 公 債 費	951,162	△	38,661	912,501
歲 出 合 計		2,463,782	△	231,538	2,232,244

第 68 号議案

平成25年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成25年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,500,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,512,958 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成26年 3 月 6 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸 収 入			1,500,000	1,500,000
	1 貸付金元利収入		1,500,000	1,500,000
歳 入 合 計		12,958	1,500,000	1,512,958

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰 出 金			1,500,000	1,500,000
	1 基金繰出金		1,500,000	1,500,000
歳 出 合 計		12,958	1,500,000	1,512,958

第 69 号議案

平成25年度福岡県河川開発事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度福岡県河川開発事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 34,667 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,747,028 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

平成26年3月6日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 那珂川開発事業費収入		7,821,192	△ 9,241	7,811,951
	2 分担金及び負担金	3,416,952	△ 3,634	3,413,318
	3 繰入金	297,187	△ 4,607	292,580
	5 諸収入	73,000	△ 1,000	72,000
2 祓川開発事業費収入		4,960,503	△ 25,426	4,935,077
	2 分担金及び負担金	1,329,414	△ 6,815	1,322,599
	3 繰入金	364,819	△ 18,611	346,208
歳 入 合 計		12,781,695	△ 34,667	12,747,028

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 那珂川開発事業費		7,821,192	△ 9,241	7,811,951
	1 那珂川開発事業費	7,821,192	△ 9,241	7,811,951
2 祓川開発事業費		4,960,503	△ 25,426	4,935,077
	1 祓川開発事業費	4,960,503	△ 25,426	4,935,077
歳 出 合 計		12,781,695	△ 34,667	12,747,028

第2表 継続費補正
(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 那珂川開発事業費	1 那珂川開発事業費	那珂川開発事業費	111,977,594	63	150,000	111,968,353	63	150,000
				元	307,220		元	307,220
				2	364,215		2	364,215
				3	372,846		3	372,846
				4	466,942		4	466,942
				5	529,024		5	529,024
				6	544,587		6	544,587
				7	544,580		7	544,580
				8	549,227		8	549,227
				9	576,749		9	576,749
				10	891,840		10	891,840
	11	764,463	11	764,463				

				12	867,311		12	867,311
				13	689,863		13	689,863
				14	638,783		14	638,783
				15	1,720,167		15	1,720,167
				16	3,758,092		16	3,758,092
				17	7,618,309		17	7,618,309
				18	7,774,847		18	7,774,847
				19	9,875,782		19	9,875,782
				20	9,148,890		20	9,148,890
				21	7,176,998		21	7,176,998
				22	5,377,981		22	5,377,981
				23	5,158,198		23	5,158,198
				24	5,787,317		24	5,787,317
				25	7,821,192		25	7,811,951
				26	12,200,000		26	12,200,000

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				27	2,500,000		27	2,500,000
				28	600,000		28	600,000
				29	17,202,171		29	17,202,171
2 祓川開発事業費	1 祓川開発事業費	祓川開発事業費	73,256,917	2	156,221	73,231,491	2	156,221
				3	206,727		3	206,727
				4	211,756		4	211,756
				5	320,369		5	320,369
				6	269,406		6	269,406
				7	275,917		7	275,917
				8	250,183		8	250,183
				9	258,467		9	258,467
				10	672,886		10	672,886
				11	688,724		11	688,724
				12	756,208		12	756,208

				13	771,781		13	771,781
				14	522,583		14	522,583
				15	465,080		15	465,080
				16	492,390		16	492,390
				17	1,488,623		17	1,488,623
				18	2,059,020		18	2,059,020
				19	4,780,970		19	4,780,970
				20	5,919,731		20	5,919,731
				21	6,632,980		21	6,632,980
				22	6,126,681		22	6,126,681
				23	6,124,083		23	6,124,083
				24	7,155,258		24	7,155,258
				25	4,960,503		25	4,935,077
				26	7,100,000		26	7,100,000
				27	4,100,000		27	4,100,000

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				28	1,600,000		28	1,600,000
				29	8,890,370		29	8,890,370

第 70 号議案

平成25年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成25年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 24, 230 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14, 953, 230 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表繰越明許費」による。

平成26年 3 月 6 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		485,815	41,671	527,486
	1 使用料	485,815	41,671	527,486
2 繰入金		2,883,187	398,899	3,282,086
	1 一般会計繰入金	1,812,987	398,899	2,211,886
3 県債		11,141,700	△ 13,300	11,128,400
	1 県債	11,141,700	△ 13,300	11,128,400
6 財産収入		458,756	△ 451,500	7,256
	2 財産売却収入	451,500	△ 451,500	0
歳入合計		14,977,460	△ 24,230	14,953,230

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費		4,925,734	△ 3,878	4,921,856
	1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費	4,925,734	△ 3,878	4,921,856
2 公 債 費		10,051,726	△ 20,352	10,031,374
	1 公 債 費	10,051,726	△ 20,352	10,031,374
歳 出 合 計		14,977,460	△ 24,230	14,953,230

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭施設整備事業費	6,117,700	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめると必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成25年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成26年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>	6,104,400	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめると必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成25年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成26年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 県営埠頭施設 整備運営事業費	1 県営埠頭施設 整備運営事業費	苅田港新松山地区埠頭用地造成事業費	469,640
		苅田港新松山地区都市再開発用地造成 事業	774,235

第 71 号議案

平成25年度福岡県流域下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成25年度福岡県流域下水道事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,889,467 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,111,394 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

平成26年 3 月 6 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 御笠川那珂川流域下水道事業費収入		8,783,275	△ 262,814	8,520,461
	1 分担金及び負担金	4,597,664	△ 54,384	4,543,280
	2 国庫補助金	2,222,770	△ 148,770	2,074,000
	3 繰入金	560,266	△ 6,060	554,206
	4 県債	1,002,500	△ 53,600	948,900
2 多々良川流域下水道事業費収入		4,163,669	△ 890,517	3,273,152
	1 分担金及び負担金	1,646,148	△ 38,802	1,607,346
	2 国庫補助金	560,350	△ 30,648	529,702
	3 繰入金	271,796	△ 8,565	263,231
	4 県債	486,300	△ 34,300	452,000
	6 繰越金	1,198,202	△ 778,202	420,000
3 宝満川流域下水道事業費収入		2,112,180	△ 95,017	2,017,163

	1 分担金及び負担金	746,569	△	27,965	718,604
	2 国庫補助金	520,478	△	49,478	471,000
	3 繰入金	112,037	△	1,725	110,312
	4 県債	274,200	△	27,400	246,800
	7 繰越金	122,922		11,551	134,473
4	宝満川上流流域下水道 事業費収入	840,000	△	5,511	834,489
	1 分担金及び負担金	431,013	△	2,652	428,361
	2 国庫補助金	33,502	△	2	33,500
	3 繰入金	92,951	△	2,857	90,094
5	筑後川中流右岸流域下水道 事業費収入	1,641,787	△	201,664	1,440,123
	1 分担金及び負担金	664,431	△	37,161	627,270
	2 国庫補助金	286,948	△	125,948	161,000
	3 繰入金	230,803	△	1,555	229,248
	4 県債	194,800	△	37,000	157,800
6	遠賀川下流流域下水道 事業費収入	1,070,301		52,233	1,122,534

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 分担金及び負担金	683,759	△ 3,369	680,390
	2 国庫補助金	39,100	△ 100	39,000
	3 繰入金	211,305	△ 4,006	207,299
	4 県債	113,800	△ 100	113,700
	5 繰越金	22,337	59,808	82,145
7 矢部川流域下水道事業費収入		1,882,422	△ 301,200	1,581,222
	1 分担金及び負担金	557,392	△ 66,033	491,359
	2 国庫補助金	630,660	△ 166,660	464,000
	3 繰入金	340,002	△ 3,807	336,195
	4 県債	275,200	△ 64,700	210,500
8 遠賀川中流流域下水道事業費収入		1,447,570	△ 184,585	1,262,985
	1 分担金及び負担金	477,514	△ 46,780	430,734
	2 国庫補助金	431,997	△ 88,997	343,000
	3 繰入金	224,850	△ 2,008	222,842

	4 県	債	268,600	△	46,800	221,800
9	明星寺川雨水流域下水道 事業費収入		59,657	△	392	59,265
	2 繰	入金	19,223	△	392	18,831
歳 入 合 計			22,000,861	△	1,889,467	20,111,394

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1	御笠川那珂川流域下水道 事業費	8,783,275	△ 262,814	8,520,461
	1 御笠川那珂川流域下水道 事業費	8,783,275	△ 262,814	8,520,461
2	多々良川流域下水道 事業費	4,163,669	△ 890,517	3,273,152
	1 多々良川流域下水道 事業費	4,163,669	△ 890,517	3,273,152
3	宝満川流域下水道 事業費	2,112,180	△ 95,017	2,017,163
	1 宝満川流域下水道 事業費	2,112,180	△ 95,017	2,017,163
4	宝満川上流流域下水道 事業費	840,000	△ 5,511	834,489
	1 宝満川上流流域下水道 事業費	840,000	△ 5,511	834,489

款	項	補正前の額	補正額	計
5 筑後川中流右岸流域下水道費 事業		1,641,787	△ 201,664	1,440,123
	1 筑後川中流右岸流域下水道費 事業	1,641,787	△ 201,664	1,440,123
6 遠賀川下流流域下水道費 事業		1,070,301	52,233	1,122,534
	1 遠賀川下流流域下水道費 事業	1,070,301	52,233	1,122,534
7 矢部川流域下水道費 事業		1,882,422	△ 301,200	1,581,222
	1 矢部川流域下水道費 事業	1,882,422	△ 301,200	1,581,222
8 遠賀川中流流域下水道費 事業		1,447,570	△ 184,585	1,262,985
	1 遠賀川中流流域下水道費 事業	1,447,570	△ 184,585	1,262,985
9 明星寺川雨水流域下水道費 事業		59,657	△ 392	59,265
	1 明星寺川雨水流域下水道費 事業	59,657	△ 392	59,265
歳出	合計	22,000,861	△ 1,889,467	20,111,394

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	2,162,900	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成25年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成26年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0% 以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>	1,899,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成25年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成26年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0% 以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第3表 繰越明許費補正
追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
4	宝満川上流流域 下水道事業費	宝満川上流流域 下水道事業費	宝満川上流流域下水道建設費	36,998
5	筑後川中流右岸 流域下水道事業費	筑後川中流右岸 流域下水道事業費	筑後川中流右岸流域下水道建設費	193,143
6	遠賀川下流流域 下水道事業費	遠賀川下流流域 下水道事業費	遠賀川下流流域下水道建設費	42,918

変 更

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
1	御笠川那珂川 流域下水道事業費	御笠川那珂川流域 下水道建設費	760,800	御笠川那珂川流域 下水道建設費	2,068,183
2	多々良川 流域下水道事業費	多々良川流域 下水道建設費	147,900	多々良川流域 下水道建設費	483,091
3	宝満川 流域下水道事業費	宝満川流域 下水道建設費	164,100	宝満川流域 下水道建設費	473,156
7	矢部川 流域下水道事業費	矢部川流域 下水道建設費	30,000	矢部川流域 下水道建設費	430,660
8	遠賀川中流 流域下水道事業費	遠賀川中流流域 下水道建設費	96,400	遠賀川中流流域 下水道建設費	282,400

第 72 号議案

平成25年度福岡県住宅管理特別会計補正予算（第 1 号）

平成25年度福岡県住宅管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,821 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,545,207 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成26年 3 月 6 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 県営住宅敷金管理費収入		100,108	△ 9,821	90,287
	1 繰越金	1	4,977	4,978
	2 諸収入	100,107	△ 14,798	85,309
歳入合計		6,555,028	△ 9,821	6,545,207

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 県営住宅敷金管理費		90,211	△ 9,821	80,390
	1 県営住宅敷金管理費	90,211	△ 9,821	80,390
歳出合計		6,555,028	△ 9,821	6,545,207

公 營 企 業 会 計

第 73 号議案

平成25年度福岡県病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成25年度福岡県病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成25年度福岡県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 病院事業収益	2,412,676千円	151,693千円	2,564,369千円
第 3 項 特 別 利 益	597千円	151,693千円	152,290千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資 本 的 収 入	203,655千円	608千円	204,263千円

第2項 固定資産売却代金

0千円

608千円

608千円

平成26年3月6日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 74 号議案

平成25年度福岡県電気事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成25年度福岡県電気事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成25年度福岡県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 電気事業収益	481,060千円	15,153千円	496,213千円
第 3 項 事業外収益	276千円	15,153千円	15,429千円
	支	出	
第 1 款 電気事業費	480,015千円	15,153千円	495,168千円
第 1 項 営業費用	458,525千円	15,153千円	473,678千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 6 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	171,087千円	15,153千円	186,240千円

平成26年3月6日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 75 号議案

平成25年度福岡県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 平成25年度福岡県工業用水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成25年度福岡県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 工業用水道事業収益	1,594,837千円	9,987千円	1,604,824千円
第 2 項 営業外収益	2,814千円	9,987千円	12,801千円
	支	出	
第 1 款 工業用水道事業費	1,408,776千円	9,987千円	1,418,763千円
第 1 項 営業費用	1,263,217千円	9,987千円	1,273,204千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 6 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	195,496千円	9,987千円	205,483千円

平成26年3月6日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 76 号議案

平成25年度福岡県工業用地造成事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成25年度福岡県工業用地造成事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成25年度福岡県工業用地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 造成事業収益	20,993千円	213,841千円	234,834千円
第 1 項 営業収益	20,482千円	208,464千円	228,946千円
第 2 項 営業外収益	511千円	5,377千円	5,888千円
	支	出	
第 1 款 造成事業費	86,754千円	189,903千円	276,657千円
第 1 項 営業費用	86,272千円	189,903千円	276,175千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 6 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	32,822千円	5,377千円	38,199千円

平成26年3月6日提出

福岡県知事 小 川 洋

